令和７年９月秋田市議会定例会提出案件目次

番　号	件　　名
95	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件
96	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
97	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件
98	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件
99	秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件
100	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件
101	市道路線を認定する件
102	令和７年度秋田市一般会計補正予算（第３号）の件
103	令和７年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）の件
104	令和７年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第１号）の件
105	令和７年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第１号）の件
106	令和７年度秋田市水道事業会計補正予算（第１号）の件
107	令和７年度秋田市下水道事業会計補正予算（第１号）の件
108	令和６年度秋田市水道事業会計決算認定の件
109	令和６年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
110	令和６年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

議案第95号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

秋田市職員給与条例等の一部を次のように改正する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員給与条例の一部改正）

第１条　秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第25条中「現に在職する職員であって常時勤務する者」を「次に掲げる職員のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 規則で定める地区に在勤する職員

(2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員

ア　規則で定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員

イ　アに掲げる職員以外の職員のうち前号の規則で定める地区に居住する職員

第27条の３第２項第１号中「宿日直手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第27条の４第１項中「、第10条、第25条および第25条の２」を「および第10条」に改める。

（秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条中「現に在職する職員であって常時勤務する者」を「次に掲げる職員のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 別に定める地区に在勤する職員

(2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員

ア　別に定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員

イ　アに掲げる職員以外の職員のうち前号の別に定める地区に居住する職員

第18条第１項中「、第11条」を削る。

（秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和４年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第８項中「、第10条、第25条および第25条の２」を「および第10条」に改める。

附則第10項中「、第11条」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この項および次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧寒冷地在勤職員　市内の公署に在勤する秋田市職員給与条例の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）であって、常時勤務に服する職員、同法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例附則第３項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）であるものをい

う。

(2) 新寒冷地等在勤等職員　第１条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第25条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

(3) 特定旧寒冷地在勤職員　旧寒冷地在勤職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

(4) みなし寒冷地手当額　特定旧寒冷地在勤職員につき、基準日（改正後の給与条例第25条に規定する基準日をいい、その属する月が令和７年11月から令和11年３月までのものに限る。次項において同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者のこの条例の施行の日の前日以降における世帯等の区分（改正後の給与条例第25条の２第１項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

３　特定旧寒冷地在勤職員に対しては、改正後の給与条例第25条および第25条の２の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額に次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

令和７年11月から令和８年３月まで	100分の80
令和８年11月から令和９年３月まで	100分の60
令和９年11月から令和10年３月まで	100分の40
令和10年11月から令和11年３月まで	100分の20

４　秋田市職員給与条例第25条の２第２項および第３項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第２項中「、前項」とあるのは「、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和７年秋田市条例第　号。以下「令和７年改正

条例」という。）附則第３項」と、同項第１号中「前項」とあるのは「令和７年改正条例附則第３項」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「令和７年改正条例附則第３項および令和７年改正条例附則第４項において準用する前項」と、「第１項」とあるのは「令和７年改正条例附則第３項」と、同項第１号および第２号中「前項各号」とあるのは「令和７年改正条例附則第４項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

５　令和７年11月から令和８年３月まで、同年11月から令和９年３月まで、同年11月から令和10年３月までおよび同年11月から令和11年３月までの各月の初日において、市内の公署に在勤する次に掲げる秋田市公営企業職員の給与に関する条例の適用を受ける職員（第２条の規定による改正後の秋田市公営企業職員の給与に関する条例第11条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。）に対しては、別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

(1) 常時勤務に服する職員

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

(3) 暫定再任用短時間勤務職員

（規則への委任）

６　附則第２項から附則第４項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

一般職の職員の寒冷地手当の支給要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第96号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成４年秋田市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「および第２項の」を「から第３項までおよび第５項の」に改める。

第23条第２号中「および勤務日ごとの勤務時間」および「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第24条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第24条第２項および第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第24条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を

承認することができる。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第24条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第24条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　77時間30分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第24条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第１項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

第26条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間における同条第１項の規定による部分休業の承認の請求をする場合における改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例第24条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

３　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「第２条の規定による改正後の」および「（以下この項において「新育児休業条例」という。）」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務の職を占める職員」に、「新育児休業条例の」を「同条例の」に改める。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（令和７年法律第５号）に伴い、１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しない部分休業の承認について定めること等とするため、改正しようとするものである。

議案第97号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１項および第４項中「第３項まで」の次に「および第16条の２第２項」を加える。

第15条第１項中「定める者」の次に「（第16条の３第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の次に次の３条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の２　任命権者は、秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成４年秋田市条例第６号）第27条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 秋田市職員の育児休業等に関する条例第27条第１項の規定による申

出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第16条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前２号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条中「前条まで」を「第16条までおよび前条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

育児又は介護を行う職員の仕事と生活との両立を支援するための措置について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第98号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する件

秋田市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立土崎小学校の項中「秋田市土崎港中央三丁目１番78号」を「秋田市土崎港東一丁目６番39号」に改め、同表秋田市立土崎南小学校の項および秋田市立戸島小学校の項を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

提案理由

土崎小学校および土崎南小学校の統合に伴い土崎小学校の位置を改めるとともに、河辺小学校および戸島小学校の統合に伴い戸島小学校を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第99号

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例（昭和24年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第７条の２に次のただし書を加える。

ただし、入学に係る入学検定料は、必要に応じて後納させることができる。

第８条ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の秋田市立学校授業料等徴収条例第８条の規定は、令和７年４月以後の月分の授業料ならびに令和８年４月１日以後に入学し、又は転入学する者に係る入学金および入学検定料の還付について適用する。

提案理由

キャッシュレス決済の導入に伴い、入学検定料の後納について定めるこ

と等とするため、改正しようとするものである。

議案第100号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第２項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

第17条第２項中「「小学校就学の始期」とあるのは「３歳」と、」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の部分休業の対象となる子の範囲を拡大するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第101号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

路　線　名	起　点　地　番 終　点　地　番	重要な経過地	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)
アカデミータウン21号線	広面字谷内佐渡146番11地先 広面字谷内佐渡146番13地先		54.50	6.00
アカデミータウン22号線	広面字谷内佐渡146番17地先 広面字谷内佐渡146番19地先		54.50	6.00

提案理由

宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路　線　名	延長（ﾒｰﾄﾙ）	幅員（ﾒｰﾄﾙ）
1	アカデミータウン21号線	54.50	6.00
2	アカデミータウン22号線	54.50	6.00
合計延長		109.00	

市道認定路線図

アカデミータウン２１号線・２２号線

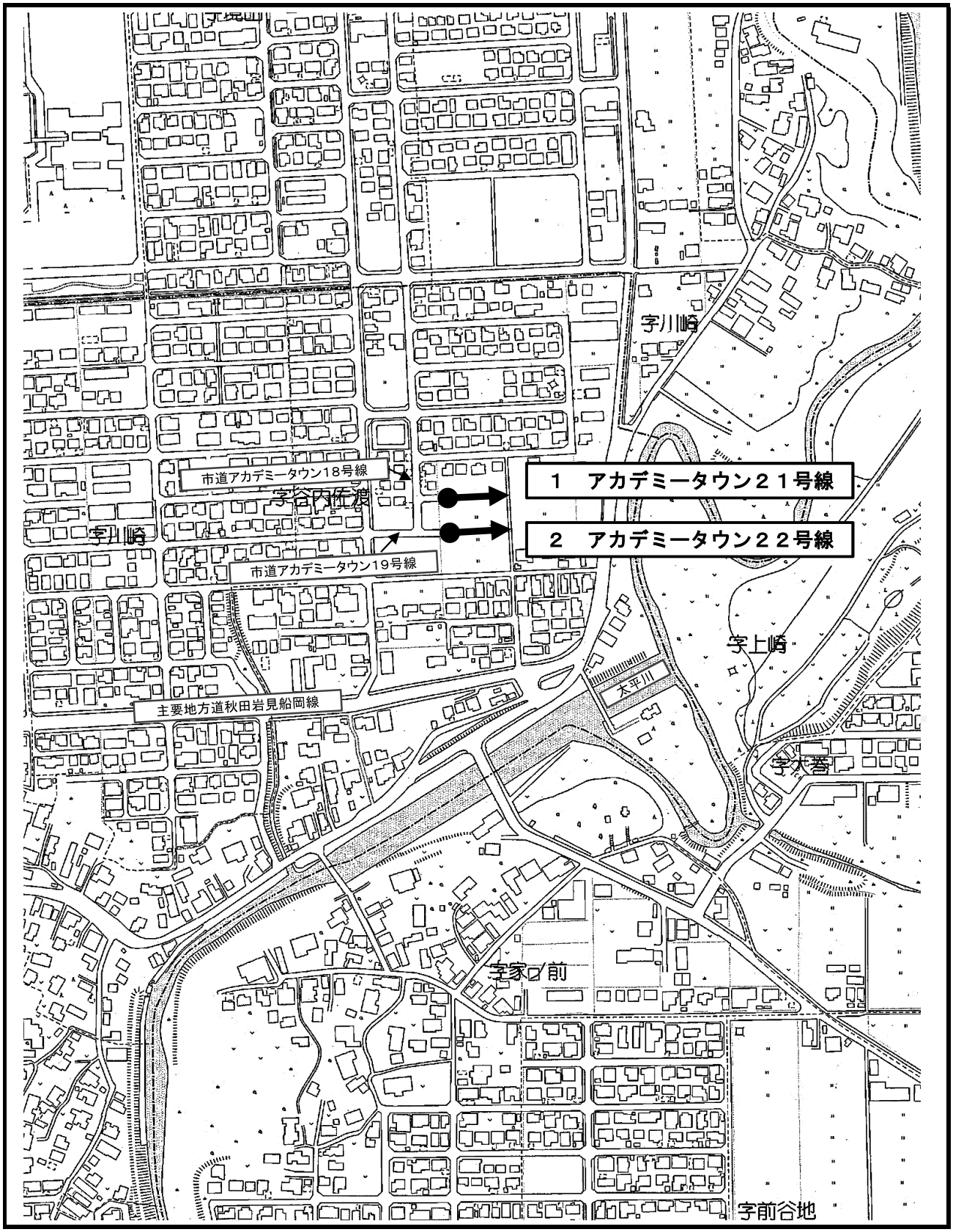

議案第102号

令和７年度秋田市一般会計補正予算（第３号）

令和７年度秋田市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,104,494千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第３条　市債の追加は、「第３表　市債補正」による。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		26,736,166	23,846	26,760,012
	1 国庫負担金	21,765,836	1,583	21,767,419
	2 国庫補助金	4,890,947	22,263	4,913,210
17 県支出金		10,517,763	15,540	10,533,303
	2 県補助金	2,872,637	15,540	2,888,177
19 寄附金		2,517,144	11,889	2,529,033
	1 寄附金	2,517,144	11,889	2,529,033
21 繰越金		789,980	256,455	1,046,435
	1 繰越金	789,980	256,455	1,046,435
23 市債		10,611,000	3,900	10,614,900
	1 市債	10,611,000	3,900	10,614,900
歳　入　合　計		148,792,864	311,630	149,104,494

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		18,903,005	76,759	18,979,764
	1 総務管理費	16,444,095	17,193	16,461,288
	2 徴税費	1,148,500	59,566	1,208,066
3 民生費		56,738,917	32,522	56,771,439
	1 社会福祉費	26,619,053	19,327	26,638,380
	2 児童福祉費	20,949,759	13,195	20,962,954
4 衛生費		10,834,087	30,826	10,864,913
	2 保健所費	2,362,416	30,826	2,393,242
5 労働費		536,672	1,889	538,561
	1 労働諸費	536,672	1,889	538,561
6 農林水産業費		2,615,140	12,016	2,627,156
	1 農業費	1,855,045	9,918	1,864,963
	3 林業費	428,186	2,098	430,284
7 商工費		9,736,938	133,272	9,870,210
	1 商工費	9,736,938	133,272	9,870,210
10 教育費		12,956,188	10,000	12,966,188
	8 専修学校費	146,639	10,000	156,639
11 災害復旧費		161,216	14,346	175,562
	1 農林水産施設災害復旧費	2	10,000	10,002
	2 公共土木施設災害復旧費	159,327	4,346	163,673
歳　出　合　計		148,792,864	311,630	149,104,494

第２表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
庁舎総合管理業務委託経費	令和7年度 ～ 令和12年度	千円 1,819,055
総合窓口支援システム等運用経費	令和7年度 ～ 令和8年度	795
住民基本台帳業務関連システム標準化対応経費	令和7年度 ～ 令和8年度	7,334
雄和学校給食センター調理業務委託経費	令和7年度 ～ 令和8年度	20,491
小学校給食調理業務委託経費	令和7年度 ～ 令和8年度	42,332
中学校給食調理業務委託経費	令和7年度 ～ 令和8年度	60,536

第３表　　市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
	千円	千円	千円			
林業費		2,000	2,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
農林水産施設災害復旧費		1,900	1,900			
計	10,611,000	3,900	10,614,900			

議案第103号

令和７年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）

令和７年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,676,901千円とする。

２　事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		272	75,666	75,938
	1 国庫補助金	272	75,666	75,938
歳　入　合　計		29,601,235	75,666	29,676,901

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		221,875	75,666	297,541
	2 徴税費	93,804	75,666	169,470
歳　出　合　計		29,601,235	75,666	29,676,901

議案第104号

令和７年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第１号）

令和７年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,631,382千円とする。

２　保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
8 繰越金		7,948	56,847	64,795
	1 繰越金	7,948	56,847	64,795
歳　　入　　合　　計		31,574,535	56,847	31,631,382

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
7 諸支出金		7,952	56,847	64,799
	1 償還金及び還付加算金	7,952	56,847	64,799
歳　　出　　合　　計		31,574,535	56,847	31,631,382

議案第105号

令和７年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第１号）

令和７年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,823,831千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
6 国庫支出金		0	32,586	32,586
	1 国庫補助金	0	32,586	32,586
歳　入　合　計		4,791,245	32,586	4,823,831

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		74,105	32,586	106,691
	2 徴収費	42,481	32,586	75,067
歳　出　合　計		4,791,245	32,586	4,823,831

議案第106号

令和７年度秋田市水道事業会計補正予算（第１号）

（総　　則）

第１条　令和７年度秋田市水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第２条　令和７年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,613,744千円」を「3,606,810千円」に、建設改良積立金「526,403千円」を「519,469千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　資本的収入	6,811,823千円	△97,819千円	6,714,004千円
第１項　企業債	5,996,600千円	△62,900千円	5,933,700千円
第３項　補助金	169,553千円	△34,919千円	134,634千円
支		出	
第１款　資本的支出	10,425,567千円	△104,753千円	10,320,814千円
第１項　建設改良費	8,996,796千円	△104,753千円	8,892,043千円

（継　続　費）

第３条　予算第５条から第12条までを１条ずつ繰り下げ、予算第４条の次に次の１条を加える。

（継　続　費）

第５条　継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

（変　更　前）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
１資本的支出	１建設改良費	仁井田浄水場取水・導水施設整備工事	2,596,000千円	令和５年度	1,550,000千円
				令和６年度	578,214千円
				令和７年度	467,786千円

（変　更　後）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
１資本的支出	１建設改良費	仁井田浄水場取水・導水施設整備工事	2,896,000千円	令和５年度	1,550,000千円
				令和６年度	578,214千円
				令和７年度	363,033千円
				令和８年度	404,753千円

（企　業　債）

第４条　予算第７条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
限度額	5,996,600千円	△62,900千円	5,933,700千円

（利益剰余金の処分）

第５条　予算第12条中当年度未処分利益剰余金「72,527千円」を「52,379千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
(1) 利益積立金	72,527千円	△20,148千円	52,379千円

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

議案第107号

令和７年度秋田市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総　　則）

第１条　令和７年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　令和７年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（　計　）
(4) 主要な建設改良事業			
(ｲ) 管渠建設			
管渠布設	1,883m	△183m	1,700m
(ﾛ) ポンプ場建設			
排水ポンプ施設整備	４施設	△１施設	３施設

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中減債積立金「102,816千円」を「418,830千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,962,048千円」を「2,247,128千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,934,379千円」を「1,333,285千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　資本的収入	12,007,662千円	△5,133,000千円	6,874,662千円
第１項　企業債	6,618,800千円	△2,566,500千円	4,052,300千円
第３項　補助金	4,412,813千円	△2,566,500千円	1,846,313千円
支		出	
第１款　資本的支出	16,432,425千円	△5,133,000千円	11,299,425千円
第１項　建設改良費	11,428,195千円	△5,133,000千円	6,295,195千円

（継　続　費）

第４条　予算第５条の継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

（追　　加）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
１資本的支出	１建設改良費	公共下水道太平川９号幹線整備事業	570,000千円	令和７年度	100,000千円
				令和８年度	190,000千円
				令和９年度	280,000千円

（変　　更）

（変　更　前）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
１資本的支出	１建設改良費	古川雨水排水ポンプ場整備事業	9,200,000千円	令和５年度	301,000千円
				令和６年度	4,106,000千円
				令和７年度	4,793,000千円
１資本的支出	１建設改良費	川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新事業	131,000千円	令和７年度	5,000千円
				令和８年度	126,000千円

（変　更　後）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
１資本的支出	１建設改良費	古川雨水排水ポンプ場整備事業	9,200,000千円	令和５年度	301,000千円
				令和６年度	4,106,000千円
				令和７年度	60,000千円
				令和８年度	4,733,000千円
１資本的支出	１建設改良費	川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新事業	180,000千円	令和７年度	5,000千円
				令和８年度	175,000千円

（企　業　債）

第５条　予算第７条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
限度額	6,618,800千円	△2,566,500千円	4,052,300千円

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

一　般　会　計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

歳　　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
16　国庫支出金	26,736,166	23,846	26,760,012
17　県支出金	10,517,763	15,540	10,533,303
19　寄附金	2,517,144	11,889	2,529,033
21　繰越金	789,980	256,455	1,046,435
23　市債	10,611,000	3,900	10,614,900
歳　入　合　計	148,792,864	311,630	149,104,494

歳　　出

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	18,903,005	76,759	18,979,764
3 民生費	56,738,917	32,522	56,771,439
4 衛生費	10,834,087	30,826	10,864,913
5 労働費	536,672	1,889	538,561
6 農林水産業費	2,615,140	12,016	2,627,156
7 商工費	9,736,938	133,272	9,870,210
10 教育費	12,956,188	10,000	12,966,188
11 災害復旧費	161,216	14,346	175,562
歳　出　合　計	148,792,864	311,630	149,104,494

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円
			76,759
24,059			8,463
1,583			29,243
			1,889
6,744	2,000		3,272
			133,272
			10,000
	1,900		12,446
32,386	3,900	0	275,344

２　歳　入

１６款　国庫支出金
　　１項　国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
2 衛生費国庫負担金	113,458	1,583	115,041	1 保健所費負担金	1,583
計	21,765,836	1,583	21,767,419		

１６款　国庫支出金
　　２項　国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,836,756	7,000	1,843,756	1 総務管理費補助金	7,000
2 民生費国庫補助金	628,754	15,263	644,017	3 老人福祉費補助金	15,263
計	4,890,947	22,263	4,913,210		

１７款　県支出金
　　２項　県補助金

2 民生費県補助金	1,996,787	8,796	2,005,583	5 児童福祉費補助金	8,796
4 農林水産業費県補助金	578,290	6,744	585,034	1 農業費補助金	5,066
				2 林業費補助金	1,678
計	2,872,637	15,540	2,888,177		

１９款　寄附金
　　１項　寄附金

1 総務費寄附金	2,510,303	1,889	2,512,192	1 総務管理費寄附金	1,889

説　　明		
		千円
09 感染症発生動向調査事業費負担金	（保健総）	1,583

71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	（財　政）	7,000
28 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	（福祉総）	15,263

47 市町村結婚新生活支援事業費補助金	（子ど総）	8,796
39 中山間地域等直接支払交付金	（産業企）	472
85 渇水応急対策事業費補助金	（産業企）	4,594
20 県単局所防災事業費補助金	（産業企）	1,678

06 総務管理費寄附金	（人移対）	1,889

１６款　国庫支出金　１７款　県支出金　１９款　寄附金

１９款　寄附金
　　１項　寄附金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
6 教育費寄附金	千円 100	千円 10,000	千円 10,100	2 専修学校費寄附金	千円 10,000
計	2,517,144	11,889	2,529,033		

２１款　繰越金
　　１項　繰越金

1 繰越金	789,980	256,455	1,046,435	1 前年度繰越金	256,455
計	789,980	256,455	1,046,435		

２３款　市債
　　１項　市債

5 農林水産業債	241,300	2,000	243,300	2 林業債	2,000
10 災害復旧債	43,900	1,900	45,800	2 農林水産施設災害復旧債	1,900
計	10,611,000	3,900	10,614,900		

説　　明		
		千円
01 専修学校費寄附金	（美大附）	10,000

01 前年度繰越金	（財　政）	256,455

02 林地崩壊防止事業債	（財　政）	2,000
01 農地農業用施設災害復旧債	（財　政）	1,900

１９款　寄附金　２１款　繰越金　２３款　市債

３　歳　出

２款　総務費

１項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	10,686,449	17,193	10,703,642				17,193
計	16,444,095	17,193	16,461,288	0	0	0	17,193

２款　総務費

２項　徴税費

1 税務総務費	831,152	59,566	890,718				59,566
計	1,148,500	59,566	1,208,066	0	0	0	59,566

３款　民生費

１項　社会福祉費

3 老人福祉費	1,137,500	15,263	1,152,763	15,263			
5 社会福祉施設費	100,760	4,064	104,824				4,064
計	26,619,053	19,327	26,638,380	15,263	0	0	4,064

３款　民生費

２項　児童福祉費

5 次世代育成支援費	32,626	13,195	45,821	8,796			4,399
計	20,949,759	13,195	20,962,954	8,796	0	0	4,399

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12 委託料	千円 17,193	千円 【総務部関係】 17,193 人事給与システム改修経費 17,193

22 償還金、利子及び割引料	59,566	【企画財政部関係】 59,566 市税還付金 59,566

18 負担金、補助及び交付金	15,263	【福祉保健部関係】 15,263 老人福祉施設整備費補助金 15,263
18 負担金、補助及び交付金	4,064	【福祉保健部関係】 4,064 御所野交流センター管理費 4,064

18 負担金、補助及び交付金	13,195	【子ども未来部関係】 13,195 結婚新生活支援事業 13,195

２款　総務費　　３款　民生費

４款　衛生費
　２項　保健所費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防費	1,249,023	30,826	1,279,849	1,583			29,243
計	2,362,416	30,826	2,393,242	1,583	0	0	29,243

５款　労働費
　１項　労働諸費

1 労働諸費	536,672	1,889	538,561				1,889
計	536,672	1,889	538,561	0	0	0	1,889

６款　農林水産業費
　１項　農業費

3 農業振興費	759,395	9,188	768,583	4,594			4,594
5 農地費	562,037	118	562,155				118
7 山村振興費	5,917	612	6,529	472			140
計	1,855,045	9,918	1,864,963	5,066	0	0	4,852

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
7 報償費	110	【福祉保健部関係】 30,826
		結核・感染症発生動向調査事業 3,168
10 需用費	399	小児等インフルエンザワクチン接種費助成事業 27,658
11 役務費	463	
12 委託料	3,058	
18 負担金、補助及び交付金	26,796	

18 負担金、補助及び交付金	1,889	【産業振興部関係】 1,889
		再生可能エネルギー関連産業人材育成支援事業 1,889

18 負担金、補助及び交付金	9,188	【産業振興部関係】 9,188
		渇水応急対策事業 9,188
18 負担金、補助及び交付金	118	【産業振興部関係】 118
		農業水利施設突発事故復旧支援事業 118
18 負担金、補助及び交付金	612	【産業振興部関係】 612
		中山間地域等振興対策事業 612

４款　衛生費　　５款　労働費　　６款　農林水産業費

６款　農林水産業費
　３項　林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 林業振興費	221,106	2,098	223,204	1,678	2,000		△1,580
計	428,186	2,098	430,284	1,678	2,000	0	△1,580

７款　商工費
　１項　商工費

2 商業振興費	6,914,736	7,000	6,921,736				7,000
3 工業振興費	625,450	126,272	751,722				126,272
計	9,736,938	133,272	9,870,210	0	0	0	133,272

１０款　教育費
　８項　専修学校費

3 教育振興費	8,967	4,741	13,708				4,741
4 学校建設費	0	5,259	5,259				5,259
計	146,639	10,000	156,639	0	0	0	10,000

節		説　　明
区　　分	金　　額	
14 工事請負費	千円 2,098	千円 【産業振興部関係】 2,098 県単局所防災事業 2,098

18 負担金、補助及び交付金	7,000	【産業振興部関係】 7,000 商店街・地域中小企業団体等消費拡大支援事業 7,000
8 旅費	2,627	【産業振興部関係】 126,272 企業誘致活動費 3,248 商工業振興奨励措置事業 123,024
10 需用費	621	
18 負担金、補助及び交付金	123,024	

10 需用費	989	【教育委員会関係】 4,741 秋田公立美術大学附属高等学院教育振興費 4,741
12 委託料	40	
17 備品購入費	3,712	
10 需用費	2,179	【教育委員会関係】 5,259 秋田公立美術大学附属高等学院施設等改修経費 5,259
14 工事請負費	3,080	

６款　農林水産業費　　７款　商工費　１０款　教育費

１１款　災害復旧費

１項　農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 農地農業用施設災害復旧費	1	10,000	10,001		1,900		8,100
計	2	10,000	10,002	0	1,900	0	8,100

１１款　災害復旧費

２項　公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	159,327	4,346	163,673				4,346
計	159,327	4,346	163,673	0	0	0	4,346

節		説　　明
区　　分	金　　額	
10　需用費	千円 3,000	千円 【産業振興部関係】　10,000 農地農業用施設災害復旧事業　10,000
18　負担金、補助及び交付金	7,000	

14　工事請負費	4,346	【建設部関係】　4,346 公共土木施設災害復旧事業　4,346

１１款　災害復旧費

債務負担行為で翌年度以降にわたる又は支出額の見込み及び当該年度

（追　加）

事　　項	限　度　額	当該年度以降の支出予定額	
		期　間	金　額
庁舎総合管理業務委託経費	千円 1,819,055	令和7年度 ～ 令和12年度	千円 1,819,055
総合窓口支援システム等運用経費	795	令和7年度 ～ 令和8年度	795
住民基本台帳業務関連システム標準化対応経費	7,334	令和7年度 ～ 令和8年度	7,334
雄和学校給食センター調理業務委託経費	20,491	令和7年度 ～ 令和8年度	20,491
小学校給食調理業務委託経費	42,332	令和7年度 ～ 令和8年度	42,332
中学校給食調理業務委託経費	60,536	令和7年度 ～ 令和8年度	60,536

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円 1,819,055
			795
			7,334
			20,491
			42,332
			60,536

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区　　分	前年度末現在高見込額	当該年度中 当該年度中起債見込額 補正前の額	補正額	計
1　普通債	96,557,087	10,567,100	2,000	10,569,100
(1) 土木	37,863,157	4,687,800		4,687,800
(2) 農林水産	3,317,761	241,300	2,000	243,300
(3) 教育	17,939,051	1,458,800		1,458,800
(4) 公営住宅	2,509,684	34,000		34,000
(5) 保健衛生	7,779,600	227,500		227,500
(6) 消防	3,170,361	1,208,600		1,208,600
(7) 民生	1,675,484	134,400		134,400
(8) 商工	146,657	829,600		829,600
(9) 過疎債	872,233	79,000		79,000
(10) その他	21,283,099	1,666,100		1,666,100
2　災害復旧債	1,931,819	43,900	1,900	45,800
(1) 土木	557,409	43,900		43,900
(2) 農林水産	346,356		1,900	1,900
(3) 教育	41,551			
(4) 保健衛生	986,503			
3　その他	51,063,136			
(1) 地域総合整備資金貸付金	245,779			
(2) 減収補てん債	1,041,800			
(3) 減税補てん債	74,565			
(4) 臨時財政対策債	49,563,192			
(5) 歳入欠かん等債	137,800			
合計	149,552,042	10,611,000	3,900	10,614,900

現在高並びに前年度末及高の見込みに関する調書

（単位：千円）

増減見込			当該年度末現在高見込額
当該年度中元金償還見込額			
補正前の額	補正額	計	
7,851,464		7,851,464	99,274,723
2,942,049		2,942,049	39,608,908
170,492		170,492	3,390,569
1,239,897		1,239,897	18,157,954
188,142		188,142	2,355,542
647,194		647,194	7,359,906
486,318		486,318	3,892,643
94,125		94,125	1,715,759
9,879		9,879	966,378
54,793		54,793	896,440
2,018,575		2,018,575	20,930,624
160,009		160,009	1,817,610
60,751		60,751	540,558
32,247		32,247	316,009
1,013		1,013	40,538
65,998		65,998	920,505
4,737,351		4,737,351	46,325,785
31,712		31,712	214,067
67,754		67,754	974,046
61,200		61,200	13,365
4,532,131		4,532,131	45,031,061
44,554		44,554	93,246
12,748,824		12,748,824	147,418,118

歳　入　に　関　す　る　調

歳　出　総　額　　311,630　千円

上記のうち特定財源　　36,286

差　引　一　般　財　源　　275,344

この補てん

（単位：千円）

款	金額	項	金額
16 国庫支出金	7,000	2 国庫補助金	7,000
19 寄附金	11,889	1 寄附金	11,889
21 繰越金	256,455	1 繰越金	256,455
計	275,344		

国 民 健 康 保 険 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
（事業勘定）

1　総　　括

歳　　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
3　国庫支出金	272	75,666	75,938
歳　　入　　合　　計	29,601,235	75,666	29,676,901

歳　　出

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	221,875	75,666	297,541
歳　出　合　計	29,601,235	75,666	29,676,901

補　正　額　の　財　源　内　訳			
特　　定　　財　　源			一般会計繰入金
国県支出金	市　　債	そ　の　他	
千円 75,666	千円	千円	千円
75,666	0	0	0

２　　歳　　入

３款　国庫支出金

　１項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
3 子ども・子育て支援事業費補助金	0	75,666	75,666	1 子ども・子育て支援事業費補助金	75,666
計	272	75,666	75,938		

説　　明		
		千円
01 子ども・子育て支援事業費補助金	（国保年）	75,666

国民健康保険事業会計（事業勘定）

３　歳　出

１款　総務費

２項　徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般会計繰入金
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	93,804	75,666	169,470	75,666			
計	93,804	75,666	169,470	75,666	0	0	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12　委託料	千円 75,666	千円 【市民生活部関係】　75,666 国民健康保険税システム改修経費　75,666

国民健康保険事業会計（事業勘定）

介　護　保　険　事　業　会　計
歳入歳出補正予算事項別明細書
（保険事業勘定）

1　総　　括

歳　　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
8 繰越金	7,948	56,847	64,795
歳　入　合　計	31,574,535	56,847	31,631,382

歳　　出

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
7 諸支出金	7,952	56,847	64,799
歳　出　合　計	31,574,535	56,847	31,631,382

補正額の財源内訳			
特定財源			一般会計繰入金
国県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円 56,847	千円
0	0	56,847	0

２　　歳　　入

８款　繰越金

１項　繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
1　繰越金	7,948	56,847	64,795	1　前年度繰越金	56,847
計	7,948	56,847	64,795		

説　　明		
		千円
01 前年度繰越金	（福祉総）	56,847

介護保険事業会計（保険事業勘定）

３　歳　出

７款　諸支出金

１項　償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般会計繰入金
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 償還金	1	56,847	56,848			56,847	
計	7,952	56,847	64,799	0	0	56,847	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
22　償還金、利子及び割引料	千円 56,847	千円 【福祉保健部関係】　56,847 償還金　56,847

介護保険事業会計（保険事業勘定）

後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

歳　　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
6 国庫支出金	0	32,586	32,586
歳　入　合　計	4,791,245	32,586	4,823,831

歳　　出

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	74,105	32,586	106,691
歳　出　合　計	4,791,245	32,586	4,823,831

補正額の財源内訳			
特定財源			一般会計繰入金
国県支出金	市債	その他	
千円 32,586	千円	千円	千円
32,586	0	0	0

２　　歳　　入

６款　国庫支出金

　１項　国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
1 子ども・子育て支援事業費補助金	0	32,586	32,586	1 子ども・子育て支援事業費補助金	32,586
計	0	32,586	32,586		

説　　明		
		千円
01 子ども・子育て支援事業費補助金	（後期高）	32,586

後期高齢者医療事業会計

３　歳　出

１款　総務費

２項　徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般会計繰入金
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 徴収費	42,481	32,586	75,067	32,586			
計	42,481	32,586	75,067	32,586	0	0	0

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12　委託料	千円 32,586	千円 【市民生活部関係】　32,586 後期高齢者医療市区町村システム改修経費　32,586

後期高齢者医療事業会計

令和７年度秋田市水道事業会計
補　正　予　算　実　施　計　画

令 和 7 年 度 秋 田 市 水 道

資本的収入			
収			
款	項	目	既決予定額
1 資本的収入			千円 6,811,823
	1 企業債		5,996,600
		1 企業債	5,996,600
	3 補助金		169,553
		1 国庫補助金	169,553
支			
款	項	目	既決予定額
1 資本的支出			千円 10,425,567
	1 建設改良費		8,996,796
		2 施設改良費	6,565,289

事　業　会　計　補　正　予　算　実　施　計　画

及　　び　　支　　出

入

補正予定額	計	説　　明
千円 △ 97,819	千円 6,714,004	
△ 62,900	5,933,700	
△ 62,900	5,933,700	施設改良事業
△ 34,919	134,634	
△ 34,919	134,634	施設改良事業に対する国庫補助金

出

補正予定額	計	説　　明
千円 △ 104,753	千円 10,320,814	
△ 104,753	8,892,043	
△ 104,753	6,460,536	工事請負費

令和７年度秋田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	52,379
減価償却費	2,637,249
退職給付引当金の増減額（△は減少）	119,807
修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 349,125
賞与引当金の増減額（△は減少）	319
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	65
長期前受金戻入額	△ 598,868
受取利息及び受取配当金	△ 1,260
支払利息	329,960
有形固定資産除却損	80,000
有形固定資産売却損益（△は益）	99
未収金の増減額（△は増加）	180,261
未払金の増減額（△は減少）	48,123
貯蔵品の増減額（△は増加）	100
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 1,200
小計	2,497,909
利息及び配当金の受取額	1,260
利息の支払額	△ 329,960
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,169,209
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 11,103,931
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	328,386
国庫補助金返還による支出	△ 6,685
負担金等による収入	634,807
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,147,421
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	8,034,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,422,086
他会計からの出資による収入	570,251
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,183,065
資金増減額（△は減少）	△ 795,147
資金期首残高	12,863,687
資金期末残高	12,068,540

継 続 費 に 関 す る 調 書

款	項	事業名	全体計画 年度	全体計画 年割額	左の財源内訳 国庫補助金	左の財源内訳 企業債	左の財源内訳 当年度損益勘定留保資金等	前前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
1 資本的支出	1 建設改良費	仁井田浄水場取水・導水施設整備工事	5	1,550,000	422,666	1,014,600	112,734	304,786	－	－	304,786	－	10.5
			6	578,214	142,738	391,900	43,576	－	736,032	－	736,032	－	25.4
			7	363,033	50,490	281,200	31,343	－	－	1,450,429	1,450,429	－	50.1
			8	404,753	64,266	306,400	34,087	－	－	－	－	404,753	－
			計	2,896,000	680,160	1,994,100	221,740	304,786	736,032	1,450,429	2,491,247	404,753	86.0

令和７年度秋田市水道事業予定貸借対照表

（令和８年３月31日）

（単位：千円）

資　産　の　部

1　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		2,047,472		
ロ 建物	4,496,373			
減価償却累計額	△ 2,995,122	1,501,251		
ハ 構築物	110,934,810			
減価償却累計額	△ 55,310,419	55,624,391		
ニ 機械及び装置	15,574,028			
減価償却累計額	△ 13,284,894	2,289,134		
ホ 車両運搬具	109,686			
減価償却累計額	△ 82,369	27,317		
ヘ 工具、器具及び備品	464,973			
減価償却累計額	△ 299,210	165,763		
ト リース資産	81,384			
減価償却累計額	△ 17,733	63,651		
チ 建設仮勘定		13,429,032		
有形固定資産合計			75,148,011	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		5,505		
ロ ダム使用権		1,312,303		
ハ 専用橋利用権		8,721		
ニ 施設利用権		10,952		
無形固定資産合計			1,337,481	
(3) 投資その他の資産				
イ 出資金		4,800		
投資その他の資産合計			4,800	
固定資産合計				76,490,292
2　流動資産				
(1) 現金・預金			12,068,540	
(2) 未収金		1,463,838		
貸倒引当金		△ 23,835	1,440,003	
(3) 貯蔵品			74,275	
(4) その他流動資産			94,620	
流動資産合計				13,677,438
資産合計				90,167,730

負　債　の　部

3　固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	31,027,001		
企業債合計		31,027,001	
(2) リース債務		882	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	990,898		
ロ 修繕引当金	202,707		
引当金合計		1,193,605	
固定負債合計			32,221,488
4　流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,420,220		
企業債合計		1,420,220	
(2) リース債務		10,029	
(3) 未払金		2,882,905	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	66,273		
ロ 法定福利費引当金	13,397		
引当金合計		79,670	
(5) 預り金		162,915	
流動負債合計			4,555,739
5　繰延収益			
長期前受金		20,794,362	
収益化累計額		△ 6,661,469	
繰延収益合計			14,132,893
負債合計			50,910,120

資　本　の　部

6　資本金			25,236,499
7　剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	5,068,894		
ロ 補助金	295,420		
ハ 寄附金	2,297,130		
ニ その他資本剰余金	17,049		
資本剰余金合計		7,678,493	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	2,304,018		
ロ 利益積立金	3,208,684		
ハ 当年度未処分利益剰余金	829,916		
利益剰余金合計		6,342,618	
剰余金合計			14,021,111
資本合計			39,257,610
負債資本合計			90,167,730

令和７年度秋田市下水道事業会計
補　正　予　算　実　施　計　画

令 和 7 年 度 秋 田 市 下 水 道

資本的収入			
収			
款	項	目	既決予定額
1 資本的収入			千円 12,007,662
	1 企業債		6,618,800
		1 企業債	6,618,800
	3 補助金		4,412,813
		1 国庫補助金	4,412,813
支			
款	項	目	既決予定額
1 資本的支出			千円 16,432,425
	1 建設改良費		11,428,195
		1 管渠建設事業費	3,712,880
		2 ポンプ場建設事業費	6,955,902

事 業 会 計 補 正 予 算 実 施 計 画

及　　び　　支　　出

入

補正予定額	計	説　　明
△ 5,133,000 千円	6,874,662 千円	
△ 2,566,500	4,052,300	
△ 2,566,500	4,052,300	公共下水道事業
△ 2,566,500	1,846,313	
△ 2,566,500	1,846,313	ポンプ場建設事業等に対する国庫補助金

出

補正予定額	計	説　　明
△ 5,133,000 千円	11,299,425 千円	
△ 5,133,000	6,295,195	
△ 300,000	3,412,880	工事請負費
△ 4,833,000	2,122,902	工事請負費

令和７年度秋田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	51,595
減価償却費	5,519,431
退職給付引当金の増減額（△は減少）	81,445
修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 230,812
賞与引当金の増減額（△は減少）	175
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	35
長期前受金戻入額	△ 1,946,141
受取利息及び受取配当金	△ 630
支払利息	609,654
有形固定資産除却損	111,130
未収金の増減額（△は増加）	△ 239,744
未払金の増減額（△は減少）	△ 56,429
前払金の増減額（△は増加）	1,139,430
その他流動負債の増減（△は減少）	△ 1,100
小計	5,038,039
利息及び配当金の受取額	630
利息の支払額	△ 609,654
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,429,015
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 9,991,845
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	△ 708,454
国庫補助金等による収入	3,994,305
負担金等による収入	118,532
消費税計算に伴う相殺処理	△ 409,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,996,865
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	7,619,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 5,004,230
他会計からの出資による収入	885,404
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,500,474
資金増減額（△は減少）	932,624
資金期首残高	4,225,200
資金期末残高	5,157,824

継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画 年度	全体計画 年割額	左の財源内訳 国庫補助金	左の財源内訳 企業債	左の財源内訳 当年度損益勘定留保資金等	前前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
1資本的支出	1建設改良費	公共下水道太平川9号幹線整備事業	7	100,000	50,000	50,000	−	−	−	100,000	100,000	−	17.5
			8	190,000	95,000	95,000	−	−	−	−	−	190,000	−
			9	280,000	140,000	140,000	−	−	−	−	−	280,000	−
			計	570,000	285,000	285,000	−	−	−	100,000	100,000	470,000	17.5
1資本的支出	1建設改良費	古川雨水排水ポンプ場整備事業	5	301,000	150,500	150,500	−	−	−	−	−	−	−
			6	4,106,000	2,053,000	2,053,000	−	−	301,000	−	301,000	−	3.3
			7	60,000	30,000	30,000	−	−	−	4,166,000	4,166,000	−	45.3
			8	4,733,000	2,366,500	2,366,500	−	−	−	−	−	4,733,000	−
			計	9,200,000	4,600,000	4,600,000	−	−	301,000	4,166,000	4,467,000	4,733,000	48.6
1資本的支出	1建設改良費	川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新事業	7	5,000	2,500	2,200	300	−	−	5,000	5,000	−	2.8
			8	175,000	87,500	78,700	8,800	−	−	−	−	175,000	−
			計	180,000	90,000	80,900	9,100	−	−	5,000	5,000	175,000	2.8

令和７年度秋田市下水道事業予定貸借対照表

（令和８年３月31日）

（単位：千円）

資　産　の　部

1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		3,101,001		
ロ 建物	5,856,904			
減価償却累計額	△ 3,213,101	2,643,803		
ハ 構築物	231,198,871			
減価償却累計額	△ 91,208,895	139,989,976		
ニ 機械及び装置	25,547,875			
減価償却累計額	△ 18,410,430	7,137,445		
ホ 車両運搬具	19,106			
減価償却累計額	△ 14,156	4,950		
ヘ 工具、器具及び備品	49,987			
減価償却累計額	△ 32,145	17,842		
ト 建設仮勘定		6,056,990		
有形固定資産合計			158,952,007	
(2) 無形固定資産				
イ 施設利用権		9,173,204		
ロ 電話加入権		13,515		
無形固定資産合計			9,186,719	
(3) 投資その他の資産				
イ 投資有価証券		10,410		
投資その他の資産合計			10,410	
固定資産合計				168,149,136
2 流動資産				
(1) 現金・預金			5,157,824	
(2) 未収金		814,365		
貸倒引当金		△ 37,036	777,329	
流動資産合計				5,935,153
資産合計				174,084,289

負　債　の　部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	54,271,897		
企業債合計		54,271,897	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	524,804		
ロ 修繕引当金	741,288		
引当金合計		1,266,092	
固定負債合計			55,537,989
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,981,843		
企業債合計		4,981,843	
(2) 未払金		2,419,267	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	36,743		
ロ 法定福利費引当金	7,397		
引当金合計		44,140	
(4) その他流動負債		268	
流動負債合計			7,445,518
5 繰延収益			
長期前受金		80,692,273	
収益化累計額		△ 23,950,265	
繰延収益合計			56,742,008
負債合計			119,725,515

資　本　の　部

6 資本金			48,978,646
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	2,351,276		
ロ 負担金	1,290,988		
ハ 寄附金	21		
ニ 補助金	1,267,418		
資本剰余金合計		4,909,703	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	470,425		
利益剰余金合計		470,425	
剰余金合計			5,380,128
資本合計			54,358,774
負債資本合計			174,084,289

議案第108号

令和６年度秋田市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和６年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

議案第109号

令和６年度秋田市下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和６年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純

議案第110号

令和６年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和６年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

令和７年９月４日提出

秋田市長　沼　谷　　純